

電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部を改正する政令（案） 参照条文

目次

◎	電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）（抄）	1
◎	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）（抄）	2
◎	関税法（明治四十三年法律第五十四号）（抄）	3
◎	関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（抄）	5
◎	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）（抄）	10
◎	租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）（抄）	11
◎	関税法施行令（昭和二十九年政令第五十五号）（抄）	11
◎	関税率法施行令（昭和二十九年政令百五十五号）（抄）	16
◎	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）（抄）	20
◎	租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）（抄）	21
◎	経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（平成十七年条約第八号）（抄）	22
◎	日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定（平成二十一年条約第五号） 附属書一（抄）	25
◎	経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定（平成二十四年条約第二号）（抄）	27

電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部を改正する政令（案） 参照条文

◎ 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、電子情報処理組織による税関手続その他の輸出入等に関連する手続の迅速かつ的確な処理に資する事項及び輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の業務の適正な運営を確保するために必要な措置を定めることにより、我が国の港湾及び空港における貨物の流通及び人の往來の円滑化を図り、もつて我が国の産業の国際競争力の強化に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律（第一号に掲げる用語にあつては、次条第一項を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 電子情報処理組織 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と税関その他の関係行政機関（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第一項（定義）に規定する港湾管理者を含む。）の使用に係る電子計算機及び当該関係行政機関以外の輸出入等関連業務を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

二 輸出入等関連業務 次に掲げる業務をいう。

イ 国際運送貨物に係る税関手続その他の業務で政令で定めるもの

ロ ト （省 略）

三 （省 略）

（情報通信技術利用法の適用）

第三条 前条第一号に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請等又は処分通知等については、当該電子情報処理組織を情報通信技術利用法第三条第一項（電子情報処理組織による申請等）又は第四条第一項（電子情報処理組織による処分通知等）に規定する電子情報処理組織とみなして、情報通信技術利用法第三条又は第四条の規定を適用する。この場合において、情報通信技術利用法第三条第三項中「同項の行政機関等」とあるのは「輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社」と、「当該行政機関等」とあるのは「

同項の「行政機関等」とする。

- 2 前項の規定により適用される情報通信技術利用法第四条の規定により行われた処分通知等のうち政令で定めるものについては、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に同条第一項の行政機関等から発せられたものとみなす。

◎ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（抄）

（電子情報処理組織による申請等）

- 第三条 行政機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

- 2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する法令の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する法令の規定を適用する。

- 3 第一項の規定により行われた申請等は、同項の行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該行政機関等に到達したものとみなす。

- 4 第一項の場合において、行政機関等は、当該申請等に関する他の法令の規定により署名等をするものについては、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

（電子情報処理組織による処分通知等）

- 第四条 行政機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。
- 2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する法令の規定に規定する書面等により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

- 3 第一項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、行政機関等は、当該処分通知等に関する他の法令の規定により署名等を行うこととしてしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

◎ 関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）（抄）

（加工又は修繕のため輸出された貨物の減税）

第十一条 加工又は修繕のため本邦から輸出され、その輸出の許可の日から一年（一年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超え税関長が指定する期間）以内に輸入される貨物（加工のためのものについては、本邦においてその加工をすることが困難であると認められるものに限る。）については、政令で定めるところにより、当該輸入貨物の関税の額に、当該貨物が輸出の許可の際の性質及び形状により輸入されるものとした場合の課税価格の当該輸入貨物の課税価格に対する割合を乗じて算出した額の範囲内において、その関税を軽減することができる。

（無条件免税）

第十四条 次に掲げる貨物で輸入されるものについては、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

一 九（省 略）

十 本邦から輸出された貨物でその輸出の許可の際の性質及び形状が変わっていないもの。ただし、第十七条第一項又は第十八条第一項の規定により関税の免除又は軽減を受けた貨物、第十九条第一項又は第六項の規定により関税の軽減若しくは免除若しくは払戻し又は控除を受けた貨物を原料として製造した貨物、第十九条の二第一項の規定により関税の免除を受けた場合における同項の外国に向けて送り出した製品及び同条第二項若しくは第四項、第十九条の三第一項若しくは第三項又は第二十条第一項、第二項、第四項若しくは第五項の規定により関税の払戻し又は控除を受けた貨物を除く。

十一 本邦から輸出された貨物の容器（これに類する物品を含む。以下第十七条第一項第二号及び第三号において同じ。）のうち政令で定めるもので当該輸出の際に使用されたもの又は輸入の際に使用されているもの。この場合においては、前号ただし書の規定を準用する。

十二及び十三（省 略）

十四 本邦から出港した船舶又は航空機によつて輸出された貨物で当該船舶又は航空機の事故により本邦に積み戻されたもの。この場合においては、第十号ただし書の規定を準用する。

十五 十八（省 略）

(外国で採捕された水産物等の減税又は免税)

第十四条の三 本邦から出漁した本邦の船舶によつて外国で採捕された水産物及び本邦から出漁した本邦の船舶内において当該水産物に加工し、又はこれを原料として製造して得た製品で、輸入されるものについては、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

2 本邦から出漁した本邦の船舶内において、外国の船舶によつて採捕された水産物に加工し、又はこれを原料として製造して得た製品のうち政令で定めるもので輸入されるものについては、政令で定めるところにより、その関税の額と当該水産物が加工又は製造前の性質及び数量により輸入されるものとした場合における関税の額との差額以内において、その関税を軽減することができる。

(特定用途免税)

第十五条 左の各号に掲げる貨物で輸入され、その輸入の許可の日から二年以内に当該各号に掲げる用途以外の用途に供されないものについては、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

一 (省 略)

二 学術研究又は教育のため前号に掲げる施設に寄贈された物品

三 慈善又は救いゆつのため寄贈された給与品及び救護施設又は養老施設その他の社会福祉事業を行う施設に寄贈された物品で給与品以外のものうちこれらの施設において直接社会福祉の用に供するものと認められるもの

三の二 前三号に該当するものを除き、国際親善のため、国又は地方公共団体にその用に供するものとして寄贈される物品

四 儀式又は礼拝の用に直接供するため宗教団体に寄贈された物品で財務省令で定めるもの

五 赤十字国際機関又は外国赤十字社から日本赤十字社に寄贈された機械及び器具で、日本赤十字社が直接医療用に使用するものと認められるもの

五の二(十 (省 略)

2 (省 略)

(輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税等)

第十九条の三 関税を納付して輸入された貨物のうち、その輸入の際にこの項の規定の適用を受けようとする旨を政令で定めるところにより税関長に届け出たものであつて、その輸入の時の性質及び形状が変わつていないものを本邦から輸出するときは、当該貨物はその輸入の許可の日から一年(一年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超え税関長が指定する期間)以内に輸出されるものである場合に限り、政令で定めるところに

より、その関税を払い戻すことができる。

2 関税法第九条の二第一項から第三項まで（納期限の延長）の規定によりその関税を納付すべき期限が延長された貨物でその関税が納付されていないもののうち、当該貨物に係る関税が納付されているものとみなして前項の規定を適用した場合にその関税を払い戻すことができることとなるものについては、その延長された期限内に限り、政令で定めるところにより、その払い戻すことができることとなる関税に相当する額をその納付すべき期限が延長された関税の額から減額することができる。この場合において、その減額された額に相当する額の関税は同項の規定による払戻しがあつたものとみなして、第十四条第十号ただし書の規定及び同法の規定を適用する。

3 特例申告貨物のうち、その輸入の際にこの項の規定の適用を受けようとする旨を政令で定めるところにより税関長に届け出たものであつて、その輸入の時の性質及び形状が変わつていないものを当該特例申告貨物に係る特例申告書の提出前に本邦から輸出したときは、当該特例申告書がその提出期限内に提出される場合に限り、政令で定めるところにより、その関税に相当する額を当該特例申告貨物に課されるべき関税の額から控除することができる。

◎ 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（抄）

（課税物件の確定の時期）

第四条 関税を課する場合の基礎となる貨物の性質及び数量は、当該貨物の輸入申告の時における現況による。ただし、次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める時における現況による。

一（省 略）

二 保税工場又は総合保税地域における第五十六条第一項（保税工場の許可）に規定する保税作業による製品である外国貨物（第七号及び第八号に掲げるもの並びに政令で定めるものを除く。）第六十一条の四において準用する第四十三条の三第一項又は第六十二条の十の規定により当該貨物の原料である外国貨物につき、保税工場若しくは総合保税地域に置くこと又は保税工場において当該保税作業に使用すること若しくは総合保税地域において第六十二条の八第一項第二号に掲げる行為をすることが承認された時

三（省 略）

（申告の特例）

第七条の二 貨物を輸入しようとする者であつて、あらかじめいずれかの税関長の承認を受けた者（以下「特例輸入者」という。）又は当該貨物の輸入に係る通関手続（通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）第二条第一号イ(1)（定義）に規定する通関手続をい

う。以下同じ。)を認定通関業者(第七十九条の二(規則等に関する改善措置)に規定する認定通関業者をいう。第六十三条の二第一項、第六十三条の七第一項第二号イ及び第六十七条の三第一項第二号において同じ。)に委託した者(以下「特例委託輸入者」という。)は、申告納税方式が適用される貨物について、前条第二項の規定にかかわらず、当該貨物に係る課税標準、税額その他必要な事項を記載した申告書(以下「特例申告書」という。)を税関長に提出することによつて、同条第一項の申告を行うことができる。

2 特例申告(特例申告書の提出によつて行う前条第一項の申告をいう。以下同じ。)を行う場合は、特例申告に係る貨物(以下「特例申告貨物」という。)で輸入の許可を受けたものについて、特例申告書を作成し、当該許可の日の属する月の翌月末日までに当該特例申告貨物の輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。

3 6 (省 略)

(納期限の延長)

第九条の二 申告納税方式が適用される貨物を輸入しようとする者が、第七条第二項(申告)の規定による輸入申告書を提出した場合において、前条第一項の規定による関税を納付すべき期限(以下この項及び次項において「納期限」という。)に關し、その延長を受けた旨の申請書を第七条第二項の税関長に提出し、かつ、当該輸入申告書に記載した関税額の全部又は一部に相当する額の担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、前条第一項の規定にかかわらず、当該関税額が当該提供された担保の額を超えない範囲内において、その納期限を三月以内に限り延長することができる。

2 申告納税方式が適用される貨物(特例申告貨物を除く。)を輸入しようとする者が、その月(以下この項において「特定月」という。)において輸入しようとする貨物に課されるべき関税の納期限に關し、特定月の前月末日までにその延長を受けたい旨の申請書をその輸入の予定地を所轄する税関長に提出し、かつ、特定月において輸入しようとする貨物に係る関税額の合計額に相当する額の担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、特定月においてその者が輸入する貨物に係る関税については、前条第一項の規定にかかわらず、特定月における関税額の累計額が当該提供された担保の額を超えない範囲内において、その納期限を特定月の末日の翌日から三月以内に限り延長することができる。

3 特例輸入者又は特例委託輸入者が、期限内特例申告書を提出した場合において、前条第二項第一号に掲げる税額に相当する関税を納付すべき期限に關し、特例申告書の提出期限までにその延長を受けたい旨の申請書を第七条の二第二項(申告の特例)の税関長に提出し、かつ、当該期限内特例申告書に記載した関税額の全部又は一部に相当する額の担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、前条第二項の規定にかかわらず、当該関税額が当該提供された担保の額を超えない範囲内において、当該納付すべき期限を二月以内に限り延長することができる。

4 (省 略)

(外国貨物を置くことの承認)

第四十三条の三 保税蔵置場に外国貨物を入れる者は、当該貨物をその入れた日から三月（やむを得ない理由により必要があると認めるときは、申請により、税関長が指定する期間）を超えて当該保税蔵置場に置くこととする場合には、政令で定めるところにより、その超えることとなる日前に税関長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、保税蔵置場に同項の期間を超えて外国貨物を置くことが他の法令の規定によりできない場合及び保税蔵置場の利用を妨げる場合を除くほか、しなければならない。

3 (省 略)

(保税蔵置場についての規定の準用)

第六十一条の四 第四十二條第二項及び第三項（保税蔵置場の許可）、第四十三條（許可の要件）、第四十三條の二第二項（外国貨物を置くことができる期間）並びに第四十三條の三から第四十八條の二まで（外国貨物を置くことの承認・外国貨物を置くことの承認等の際の検査・貨物の収容能力の増減等・許可を受けた者の関税の納付義務等・休業又は廃業の届出・許可の失効・許可の取消し等・許可の承継）の規定は、保税工場について準用する。この場合において、第四十三條の三第一項中「三月（やむを得ない理由により必要があると認めるときは、申請により、税関長が指定する期間）」とあるのは「三月」と、「置くこととする場合」とあるのは「保税作業のため置くこととする場合又は当該貨物を当該保税工場に入れた日から三月以内に保税作業に使用しようとする場合」と、「こととなる日前に」とあるのは「こととなる日前又は保税作業に使用する日前に」と、第四十八條第一項中「保税蔵置場に入れることを停止させ」とあるのは「保税工場に入れ、若しくは保税工場において保税作業をすることを停止させ」と読み替えるものとする。

(保税展示場の許可)

第六十二条の二 保税展示場とは、政令で定める博覧会、見本市その他これらに類するもの（以下「博覧会等」という。）で、外国貨物を展示するものの会場に使用する場所として、政令で定めるところにより、税関長が許可したものをいう。

2 前項の許可の期間は、博覧会等の会期を勘案して税関長が必要と認める期間とする。

3 保税展示場においては、博覧会等の施設の建設、維持若しくは撤去又は博覧会等の運営のため、外国貨物で政令で定めるものにつき、次の各号に掲げる行為で政令で定めるものを行うことができる。

- 一 積卸、運搬又は蔵置
- 二 内容の点検又は改装、仕分けその他の手入れ
- 三 展示又は使用
- 四 前三号に掲げる行為に類する行為

(保税展示場に入れる外国貨物に係る手続)

第六十二条の三 外国貨物を保税展示場に入れる者は、政令で定めるところにより、税関長に申告し、前条第三項の行為をすることにつき、その承認を受けなければならない。

2 税関長は、前項の承認をする場合には、税関職員に同項の外国貨物につき必要な検査をさせるものとする。

3 税関長は、第一項の申告があつた場合において、当該外国貨物が前条第三項の外国貨物に該当しないときは、第一項の承認をしないものとする。この場合においては、税関長は、当該申告をした者に対し当該承認ができない旨を通知するとともに、期間を定めて当該外国貨物の搬出その他の処置を求めるものとする。

4 保税展示場においては、当該保税展示場に入れられた外国貨物につき、第一項の承認を受けるまでの間(前項の通知に係る貨物については、同項の期間が経過するまでの間)、前条第三項第一号又は第二号に掲げる行為(同項に規定する政令で定めるものに限る。)をすることができる。

(外国貨物を置くこと等の承認)

第六十二条の十 総合保税地域に外国貨物を入れる者は、当該貨物をその入れた日から三月を超えて当該総合保税地域に置くこととする場合又は当該貨物につきその入れた日から三月以内に当該総合保税地域において第六十二条の八第一項第二号若しくは第三号(総合保税地域の許可)に掲げる行為をしようとする場合には、政令で定めるところにより、その超えることとなる日前又は当該行為をする日前に税関長に申請し、その承認を受けなければならない。

(輸出申告の特例)

第六十七条の三 次に掲げる者は、前条第一項の規定にかかわらず、その申告に係る貨物が置かれている場所又は当該貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港若しくは不開港の所在地を所轄する税関長に対して輸出申告をすることができる。この場合において、第二号に掲げる者は、その申告に係る貨物が置かれている場所から当該貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港又は不開港までの運送を特定保税運送者に委託しなければならない。

一 貨物を輸出しようとする者であつてあらかじめいずれかの税関長の承認を受けた者(以下この節において「特定輸出者」という。)

二 貨物を輸出しようとする者であつて当該貨物の輸出に係る通関手続を認定通関業者に委託した者(第六項、次条第一項及び第六十七条の五において「特定委託輸出者」という。)

三 認定製造者(第六十七条の十四(規則等に関する改善措置)に規定する認定製造者をいう。以下この号及び第四項において同

じ。）が製造した貨物を当該認定製造者から取得して輸出しようとする特定製造貨物輸出者（第六十七条の十三第二項（製造者の認定）に規定する特定製造貨物輸出者をいう。第四項、次条第一項及び第六十七条の五において同じ。）

2 外国貿易船（これに準ずるものとして政令で定める船舶を含む。以下この項において同じ。）に積み込んだ状態で輸出申告をすることが必要な貨物を輸出しようとする者は、前条第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより税関長の承認を受けて、当該外国貿易船の係留場所を所轄する税関長に対して輸出申告をすることができる。

3 （省 略）

4 特定製造貨物輸出者は、特定製造貨物輸出申告（第一項の規定により特定製造貨物輸出者が行う輸出申告をいう。以下この節において同じ。）に際しては、当該特定製造貨物輸出申告に係る貨物の品名、数量その他の政令で定める事項を記載した書面であつて認定製造者が作成したもの（第六十七条の十三第三項第二号イ及び第六十七条の十七第一項第三号において「貨物確認書」という。）を税関長に提出しなければならない。

5 及び 6 （省 略）

（製造者の認定）

第六十七条の十三 貨物を製造する者は、申請により、自ら製造した貨物の輸出に関する業務が、自己、輸出者その他の者により適正かつ確実に行われるよう、当該業務の遂行を適正に管理することができるものと認められる旨の税関長の認定を受けることができる。

2 前項の認定を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、当該申請者及び特定製造貨物輸出者（当該申請者が製造する貨物を輸出しようとする者であつて、当該貨物の輸出に関する業務を当該申請者の管理の下に行う者をいう。以下この節において同じ。）の住所又は居所及び氏名又は名称その他必要な事項を記載した申請書を、当該申請者の住所又は居所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

3 及び 4 （省 略）

（規則等に関する改善措置）

第六十七条の十四 税関長は、前条第一項の認定を受けた者（以下この節において「認定製造者」という。）について、その製造した貨物に係る特定製造貨物輸出申告がこの法律の規定に従つて行われなかつたことその他の事由により、この法律の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該認定製造者に対し、同条第三項第二号ハに規定する規則若しくは当該規則に定められた事項に係る業務の遂行の改善に必要な措置を講ずること又は同号ハに規定する規則を新たに定めることを求めることができる。

（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類）

第六十八条 税関長は、第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による申告があつた場合において輸出若しくは輸入の許可の判断のために必要があるとき、又は関税についての条約の特別の規定による便益（これに相当する便益で政令で定めるものを含む。）を適用する場合において必要があるときは、契約書、仕入書その他の申告の内容を確認するために必要な書類又は当該便益を適用するために必要な書類で政令で定めるものを提出させることができる。

◎ 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）（抄）

（輸入時と同一状態で再輸出される場合の還付等）

第十六条の三 内国消費税を納付して輸入された課税物品のうち、その輸入の際にこの項の規定の適用を受けようとする旨を政令で定めるところにより税関長に届け出たものであつて、その輸入の時の性質及び形状が変わつていないものを本邦から輸出するときは、当該物品がその輸入の許可の日から一年（一年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超え税関長が指定する期間）以内に輸出されるもの（たばこ税法第十五条第一項（課税済みの輸入製造たばこの輸出又は廃棄の場合のたばこ税の還付）の規定の適用を受けるものを除く。）である場合限り、政令で定めるところにより、その内国消費税額に相当する金額を還付することができる。

2 消費税法等の規定により内国消費税の納期限が延長された課税物品でその内国消費税が納付されていないものうち、当該課税物品に係る内国消費税が納付されているものとみなして前項の規定を適用した場合に還付することができることとなるものについては、その延長された期限内に限り、政令で定めるところにより、その還付することができることとなる内国消費税額に相当する金額をその納期限が延長された内国消費税額から減額することができる。この場合において、その減額された内国消費税額に相当する金額は同項の規定による還付があつたものとみなして、消費税法等及びこの法律の規定を適用する。

3 特例申告に係る課税物品のうち、その輸入の際にこの項の規定の適用を受けようとする旨を政令で定めるところにより税関長に届け出たものであつて、その輸入の時の性質及び形状が変わつていないものを当該課税物品に係る特例納税申告書の提出前に本邦から輸出したとき（たばこ税法第十五条第一項の規定の適用を受ける場合を除く。）は、当該特例納税申告書がその提出期限内に提出される場合に限り、政令で定めるところにより、その内国消費税額に相当する金額を当該課税物品に課されるべき内国消費税額から控除することができる。

4 （省 略）

◎ 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）（抄）

(引取りに係る石油製品等の免税)

第九十条の四 原油、石油製品及びガス状炭化水素のうち、次に掲げるもの(以下この条において「石油製品等」という。)を、保税地域から引き取ろうとする場合において、当該引き取ろうとする者が政令で定める手続により、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて当該石油製品等を引き取るときは、当分の間(第四号に掲げる重油及び粗油を引き取るときは、平成二十六年三月三十一日までの間)、当該引取りに係る石油石炭税を免除する。

一 ガス状炭化水素を採取する際に採取された原油のうち温度十五度において〇・八〇一七を超えない比重を有するもので、政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

二 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)別表第一第二七二〇・一二号の一の(一)のC又は第二七二〇・二〇号の一の(一)のCに掲げる揮発油のうち政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

三 関税暫定措置法別表第一第二七二〇・一二号の一の(二)のBの(2)、第二七二〇・一九号の一の(一)のBの(2)若しくは第二七二〇・二〇号の一の(三)に掲げる軽油のうち政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

四 関税暫定措置法別表第一第二七二〇・一九号の一の(三)のAの(b)又は第二七二〇・二〇号の一の(四)のAの(b)に掲げる重油及び粗油のうち温度十五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度百三十度以下のもの(本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。)で、農林漁業の用に供するもの

五 関税率法別表第二七一一・一二号、第二七一一・一三号又は第二七一一・一四号の二に該当する石油ガスその他のガス状炭化水素のうち液化したもので、アンモニア、オレフィン系炭化水素又は無水マレイン酸の製造に使用するもの

2 6 7 (省 略)

◎ 関税法施行令(昭和二十九年政令第百五十号)(抄)

(保税蔵置場の許可の期間の更新の手続)

第三十六条 法第四十二条第二項ただし書(保税蔵置場の許可の期間の更新)の規定の適用を受けようとする者は、その適用を受けようとする保税蔵置場の名称、所在地及びその許可の更新を必要とする期間を記載した申請書を当該許可をした税関長に提出しなければならない。

2 (省 略)

(外国貨物を置くことの承認の申請)

第三十六条の三 法第四十三条の第三項(外国貨物を置くことの承認)に規定する承認を受けようとする者は、その承認を受けようとする貨物について次の各号に掲げる事項を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。ただし、税関長は、貨物の出し入れの際の事情により当該各号に掲げる事項の記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認められる事項の記載を省略させることができる。

- 一 貨物の記号、番号、品名並びに当該貨物の課税標準に相当する数量及び価格並びに定率法別表の適用上の所属区分
- 二 貨物の原産地及び積出地並びに仕出人の住所又は居所及び氏名又は名称
- 三 貨物を積んでいた船舶又は航空機の名称又は登録記号
- 四 貨物の蔵置場所
- 五 第四条第一項第三号及び第四号に掲げる事項(同条第三項の包括申告書を提出しているときは、その旨)
- 六 その他参考となるべき事項
- 2 前項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物についての第六十一条第一項に規定する書類(同項第二号に定める書類を除く。)が必要とされる場合には、当該書類を前項の申請書に添付しなければならない。
- 3 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物につき第六十一条第二号の便益の適用を受けようとする場合にあっては、当該承認の申請の際(税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、その申請後その理由により相当と認められる期間内)に、同号イに規定する締約国原産地証明書を税関長に提出しなければならない。この場合においては、同条第四項の規定にかかわらず、当該貨物の輸入申告の際には、当該締約国原産地証明書の提出を要しない。
- 4 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物であつて第六十一条第一項第二号ロ(1)又は(2)に該当するものにつき同号の便益の適用を受けようとする場合にあっては、当該承認の申請の際に、同号ロに規定する運送要件証明書を税関長に提出しなければならない。この場合においては、同条第八項の規定にかかわらず、当該貨物の輸入申告の際には、当該運送要件証明書の提出を要しない。
- 5 及び6 (省略)
- 7 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物が保税蔵置場に置くことにつき他の法令の規定により許可、承認その他の行政機関の処分若しくはこれに準ずるもの(以下この項、第五十一条の四第三項及び第五十一条の十二第七項において「許可、承認等」という。)又は検査若しくは条件の具備を必要とするものである場合には、第一項の申請書の提出の際、当該許可、承認等を受けている旨又は当該検査の完了若しくは当該条件の具備を税関に証明しなければならない。

(休業又は廃業の届出)

第三十九条 (省 略)

2 前項の規定により保税蔵置場の業務の休止を届け出た者は、その業務を再開しようとするときは、あらかじめその旨を税関長に届け出なければならない。

(保税蔵置場についての規定の準用)

第五十条の二 第三十五条から第三十六条の三まで及び第三十七条から第三十九条の二までの規定は、保税工場について準用する。この場合において、第三十五条第一項第二号中「に置こうとする」とあるのは「における保税作業の種類及び当該保税作業に使用する」と、同条第二項第四号中「貨物の保管規則及び保管料率表」とあるのは「使用規則及び使用料率表」と読み替えるものとする。

(保税展示場に入れる外国貨物に係る承認)

第五十一条の四 法第六十二条の三第一項(保税展示場に入れる外国貨物に係る手続)の規定により税関長の承認を受けようとする者は、外国貨物を保税展示場に入れようとする際、次に掲げる事項を記載した申告書を税関長に提出しなければならない。

一 貨物の記号、番号、品名並びに当該貨物の課税標準に相当する数量及び価格並びに定率法別表の適用上の所属区分

二 貨物の原産地及び積出地並びに仕出人の住所又は居所及び氏名又は名称

三 貨物の用途

四 その他参考となるべき事項

2 前項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物についての第六十一条第一項に規定する書類(同項各号に定める書類を除く。)が必要とされる場合には、当該書類を前項の申告書に添付しなければならない。

3 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物が保税展示場に入れることにつき他の法令の規定により許可、承認等又は検査若しくは条件の具備を必要とするものである場合には、同項の申告書の提出の際、当該許可、承認等を受けている旨又は当該検査の完了若しくは当該条件の具備を税関に証明しなければならない。

(外国貨物を置くこと等の承認の申請)

第五十一条の十二 法第六十二条の十(外国貨物を置くこと等の承認)の規定による承認を受けようとする者は、その承認を受けようとする貨物について次に掲げる事項を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。ただし、税関長は、貨物の出し入れの際の事情により当該事項の記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させることができる。

一 貨物の記号、番号及び品名並びに当該貨物の課税標準に相当する数量及び価格並びに定率法別表の適用上の所属区分

二 貨物の原産地及び積出地並びに仕出人の住所又は居所及び氏名又は名称

- 三 貨物を積んでいた船舶又は航空機の名称又は登録記号
- 四 貨物を置こうとする場合においては、当該貨物の蔵置場所
- 五 法第六十二条の八第一項第二号又は第三号（総合保税地域の許可）に掲げる行為をしようとする場合においては、当該行為の種類及び当該行為をしようとする場所
- 六 第四条第一項第三号及び第四号に掲げる事項（同条第三項の包括申告書を提出しているときは、その旨）
- 七 その他参考となるべき事項
- 2 前項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物についての第六十一条第一項に規定する書類（同項第二号に定める書類を除く。）が必要とされる場合には、当該書類を前項の申請書に添付しなければならない。
- 3 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物につき第六十一条第一項第二号の便益の適用を受けようとする場合にあつては、当該承認の申請の際（税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、その申請後その理由により相当と認められる期間内）に、同号イに規定する締約国原産地証明書を税関長に提出しなければならない。この場合においては、同条第四項の規定にかかわらず、当該貨物の輸入申告の際には、当該締約国原産地証明書の提出を要しない。
- 4 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物であつて第六十一条第一項第二号ロ(1)又は(2)に該当するものにつき同号の便益の適用を受けようとする場合にあつては、当該承認の申請の際に、同号ロに規定する運送要件証明書を税関長に提出しなければならない。この場合においては、同条第八項の規定にかかわらず、当該貨物の輸入申告の際には、当該運送要件証明書の提出を要しない。
- 5及び6（省 略）
- 7 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物が総合保税地域に置くことにつき他の法令の規定により許可、承認等又は検査若しくは条件の具備を必要とするものである場合には、同項の申請書の提出の際、当該許可、承認等を受けている旨又は当該検査の完了若しくは当該条件の具備を税関に証明しなければならない。

（輸入申告の手續）

第五十九条（省 略）

- 2 法第四条第一項第二号（課税物件の確定の時期）に係る同項ただし書の規定の適用を受ける貨物（以下この項において「保税製品」という。）を輸入しようとする者は、当該保税製品に使用した原料である外国貨物の品名並びに当該外国貨物の課税標準に相当する数量及び価格を前項の輸入申告書に併せて記載するとともに、当該外国貨物に係る法第六十一条の四において準用する法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）又は法第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）の規定による税関長の承認を証する書類を税関に提示しなければならない。ただし、当該保税製品が特例申告貨物である場合は、この限りでない。

(輸出申告又は輸入申告の内容を確認するための書類等)

第六十一条 法第六十八条(輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類)に規定する政令で定める書類は、輸出申告若しくは輸入申告に係る貨物の契約書、仕入書、運賃明細書、保険料明細書、包装明細書、価格表、製造者若しくは売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類その他税関長が輸出申告若しくは輸入申告の内容を確認するために必要な書類又は次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類とする。

- 一 法第六十八条の便益(次号の便益を除く。)を適用する場合 当該貨物が当該便益の適用を受ける外国(その一部である地域を含む。)の生産物であることを証明した原産地証明書(課税価格(数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、定率法第四条から第四条の八まで(課税価格の計算方法)の規定に準じて算出した価格。以下この条において同じ。))の総額が二十万円以下の貨物及び貨物の種類、商標等又は当該貨物に係る仕入書その他の書類によりその原産地が明らかでない貨物に係るものを除く。)
- 二 経済連携協定(新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定(第六項において「シンガポール協定」という。))、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定、経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定、戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定、経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定(以下この号において「インドネシア協定」という。))、経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定、包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定(以下この号において「東南アジア諸国連合協定」という。))、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定、経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定をいう。以下この号において同じ。)における関税についての特別の規定による便益を適用する場合 次に掲げる書類
- イ 当該貨物が経済連携協定の規定に基づき当該経済連携協定の締約国の原産品とされるもの(ロにおいて「締約国原産品」という。))であることを証明した書類(税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物(インドネシア協定又は東南アジア諸国連合協定における関税についての特別の規定による便益の適用を受けるものを除く。))及び課税価格の総額が二十万円以下の貨物に係るものを除く。以下この条において「締約国原産地証明書」という。)
- ロ 当該貨物が締約国原産品であつて、かつ、経済連携協定の我が国以外の締約国(当該締約国の関税に関する法令が施行されている当該締約国以外の国を含む。以下この号において「締約国」という。))から当該締約国以外の地域(以下この号及び第七項において「非原産国」という。))を経由しないで本邦へ向けて直接に運送されたもの(以下この号において「直接運送品」という。))以外のものである場合(当該貨物が東南アジア諸国連合協定附属書四第三規則4(a)の規定により連続する原産地証明書の

- 発給を受けた締約国原産品であつて、かつ、当該連続する原産地証明書を発給した国から当該国以外の地域を経由しないで本邦へ向けて直接に運送されたものである場合を除く。）にあつては、当該貨物が次のいずれかに該当するものを証する書類として、当該締約国から本邦の輸入港に至るまでの通し船荷証券の写し、当該貨物について積替え、一時蔵置若しくは博覧会等への出品がされた当該非原産国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書又はその他税関長が適当と認める書類（課税価格の総額が二十万円以下の貨物に係るものを除く。第七項及び第八項において「運送要件証明書」という。）
- (1) 当該締約国から非原産国を経由して本邦へ向けて運送される貨物で、当該非原産国において運送上の理由による積替え及び一時蔵置（当該非原産国の保税地域その他これに準ずる場所において当該非原産国の税関の監督下で行われるものに限る。）以外の取扱いがされなかつたもの
- (2) 当該締約国から非原産国における一時蔵置又は博覧会等への出品（当該非原産国の保税地域その他これに準ずる場所において当該非原産国の税関の監督下で行われるものに限る。）のため送り出された貨物で、当該貨物を送り出した者により当該非原産国から本邦に送り出されるもの（当該貨物の当該非原産国から本邦までの運送が直接運送品又は(1)に該当する貨物に係る運送に準ずるものである場合に限る。）
- ハ 当該貨物が経済連携協定の規定に基づき当該経済連携協定における関税についての特別の規定による便益の適用を受けることができる品目に該当するものであることにつき証明を必要とするものである場合にあつては、当該貨物が当該便益の適用を受けることができる品目に該当するものであることを証する書類（当該証明が締約国原産地証明書により行われる場合を除く。第四項において「締約国品目証明書」という。）

258 (省 略)

◎ 関稅定率法施行令（昭和二十九年政令百五十五号）（抄）

（加工又は修繕用貨物の輸出の手續）

第五条 法第十一条（加工又は修繕のため輸出された貨物の減税）の規定により関税の軽減を受けようとする貨物を輸出しようとする者は、その輸出の際に、加工又は修繕のため輸出する旨並びにその輸入の予定時期及び予定地をその輸出申告書に付記するとともに、次に掲げる事項を記載した申告書及び加工又は修繕のため輸出するものであることを証する書類を添付して、当該申告書の記載事項につき税関長の確認を受けなければならない。

- 一 当該貨物の性質及び形状その他その再輸入の確認のため必要な事項
- 二 加工又は修繕の明細及び加工については本邦においてその加工をすることが困難である理由
- 三 当該貨物の輸出申告価格の計算の基礎

四 その他参考となるべき事項

2 (省 略)

(加工又は修繕のため輸出された貨物の減税の手続)

第五条の二 法第十一条(加工又は修繕のため輸出された貨物の減税)の規定により関税の軽減を受けようとする者は、その軽減を受けようとする貨物の輸入の際(特例申告貨物にあつては、特例申告の際)に、その輸入申告書(特例申告貨物にあつては、特例申告書)にその輸出された際の輸出の許可書又はこれに代わる税関の証明書、加工又は修繕を証する書類及び次に掲げる事項を記載した明細書を添付して、その輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。

一 当該貨物の輸出及び輸入の際における記号、番号、品名及び数量

二 当該貨物がその輸出の許可の際の性質及び形状により輸入されるものとした場合の課税価格

三 当該貨物につき関税の軽減を受けようとする額及びその計算の基礎

四 その他参考となるべき事項

2 (省 略)

(再輸入免税貨物の輸入の手続)

第十六条 法第十四条第十号、第十一号又は第十四号(無条件免税)の規定により関税の免除を受けようとする者は、その免除を受けようとする貨物の輸入申告(特例申告貨物にあつては、特例申告)の際に、当該貨物の輸出の許可書(特例申告貨物にあつては、輸出の許可書及び輸入の許可書)又はこれに代わる税関の証明書をその輸入地を所轄する税関長に提示しなければならない。ただし、当該貨物がこれらの規定に該当することが他の資料に基づき明らかであるとき、又は当該貨物(同条第十一号の規定により関税の免除を受けようとする前条第二号に掲げる容器に限る。)が特例輸出入者(関税法第七条の二第一項(申告の特例)の承認及び同法第六十七条の三第一項第一号(輸出申告の特例)の承認の双方の承認を受けた者をいう。以下同じ。)によつて輸出されたものであつて、当該特例輸出入者の特例申告貨物であるときは、この限りでない。

2 及び 3 (省 略)

(外国で採捕された水産物等の免税の手続)

第十六条の六 法第十四条の三第一項(外国で採捕された水産物等の免税)の規定により関税の免除を受けようとする者は、その免除を受けようとする物品の輸入申告(特例申告貨物にあつては、特例申告)の際に、当該物品が本邦から出漁した本邦の船舶によつて外国で採捕された水産物又は本邦から出漁した本邦の船舶内において加工され若しくは製造された製品であることを証する書類をそ

の輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。

(水産物加工製品の指定等)

第十六条の七 (省 略)

2 (省 略)

3 法第十四条の三第二項の規定により関税の軽減を受けようとする者は、その軽減を受けようとする製品の輸入申告(特例申告貨物にあつては、特例申告)の際に、その品名及び数量、加工又は製造前の水産物の品名、数量及び価額並びに軽減を受けようとする関税の額及びその計算の基礎を記載した明細書に当該製品が本邦から出漁した本邦の船舶内において加工され又は製造されたものであることを証する書類を添付して、これをその輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。

(寄贈物品の免税の手續)

第二十条 法第十五条第一項第二号から第五号まで(寄贈物品の特定用途免税)の規定により関税の免除を受けようとする者は、その免除を受けようとする物品の輸入申告(特例申告貨物にあつては、特例申告)の際に、その品名及び数量並びに使用の目的、方法及び場所を記載した書面をその輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。

2 前項の書面の提出に際しては、当該物品の寄贈の事実を証する書類及びその寄贈を受けた者が法第十五条第一項第三号に規定する施設を経営する者で国及び地方公共団体以外のものであるときは、当該施設が社会福祉事業を行う施設であることについてのその所在する都道府県又は市町村の長の証明書を添付しなければならない。

3 (省 略)

(輸入時と同一状態で再輸出される貨物の輸入時の届出等)

第五十四条の十三 法第十九条の三第一項(輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税等)の規定による届出は、同項の規定により関税の払戻しを受けようとする貨物の輸入申告の際に、同項の規定の適用を受けようとする旨、当該貨物の再輸出の予定時期及び予定地並びに当該貨物の性質及び形状その他その再輸出の確認のため必要な事項を記載した書面を税関長に提出することにより行うものとする。

2 及び 3 (省 略)

(輸入時と同一状態で再輸出される場合の払戻しの手續)

第五十四条の十六 法第十九条の三第一項(輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税等)の規定により関税の払戻しを受けよう

とする者は、当該貨物の輸出申告の際に、その品名及び数量並びに輸出の理由を記載した申請書に第五十四条の十三第三項の規定により返付された書面及び当該貨物の輸入の許可書又はこれに代わる税関の証明書（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出があつたことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書）を添付して、これを輸出申告をした税関の税関長に提出しなければならない。

（輸入時と同一状態で再輸出される場合の払戻しの手続等についての規定の準用）

第五十四条の十七 第五十四条の十三及び前二条の規定は、法第十九条の三第二項（輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税等）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第五十四条の十五中「同項」とあるのは「法第十九条の三第二項の規定を適用する場合における同条第一項」と、「納付した関税の全額（延滞税、過少申告加算税及び重加算税（関税法第十二条の四第一項（重加算税）の規定により課されるものに限る。）の額を除く。）」とあるのは「その納付すべき期限が延長された関税の全額」と、前条中「第五十四条の十三第三項」とあるのは「次条において準用する第五十四条の十三第三項」と、「これを」とあるのは「その延長された期限内に、これを」と、「税関長に」とあるのは「税関長に（当該輸出申告をした税関の税関長と当該貨物の輸入地を所轄する税関長とが異なるときは、当該輸出申告をした税関の税関長を経由して当該輸入地を所轄する税関長に）」と読み替えるものとする。

第五十四条の十八 第五十四条の十三、第五十四条の十五及び第五十四条の十六の規定は、法第十九条の三第三項（輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税等）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第五十四条の十五中「同項」とあるのは「法第十九条の三第三項」と、「納付した関税の全額（延滞税、過少申告加算税及び重加算税（関税法第十二条の四第一項（重加算税）の規定により課されるものに限る。）の額を除く。）」とあるのは「課されるべき関税の全額」と、第五十四条の十六中「第五十四条の十三第三項」とあるのは「第五十四条の十八において準用する第五十四条の十三第三項」と、「証明書（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出があつたことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書）」とあるのは「証明書」と、「税関長に」とあるのは「税関長に（当該輸出申告をした税関の税関長と当該貨物の輸入地を所轄する税関長とが異なるときは、当該輸出申告をした税関の税関長を経由して当該輸入地を所轄する税関長に）」と読み替えるものとする。

◎ 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）（抄）

（関税を免除する物品についての免税等の手続等）

第十三条（省 略）

- 2 法第十三条第一項第二号若しくは第四号又は第三項第二号若しくは第四号の規定により内国消費税の免除を受けようとする者は、関稅定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）第十九条第一項、第二十条第一項、第二十一条の二第一項、第二十五条の三第一項若しくは第三十四条第一項（免税の手続）に規定する書面又は同令第二十五条第一項（免税の手続）に規定する申請書に、その免除を受けようとする内国消費税の税目及び税率の適用が異なるごとに、当該課税物品の品名及び数量等を付記しなければならない。
- 3 及び 7（省 略）

（加工又は修繕のため輸出された課税物品の消費税の軽減の手続）

- 第十九条の四 法第十五条の二の規定により消費税の軽減を受けようとする課税物品を輸出しようとする者は、関稅定率法施行令第五條第一項（加工又は修繕用貨物の輸出の手続）に規定する申告書に消費税の軽減を受けようとする旨並びに当該課税物品の品名及び数量等を付記しなければならない。

- 2 法第十五条の二の規定により消費税の軽減を受けようとする者は、関稅定率法施行令第五条の二第一項（加工又は修繕のため輸出された貨物の減税の手続）に規定する明細書に当該課税物品の品名及び数量等並びに当該課税物品につき消費税の軽減を受けようとする額及びその計算の基礎を付記しなければならない。

3 及び 4（省 略）

（輸入時と同一状態で再輸出される課税物品の輸入時の届出）

- 第二十六条の四 法第十六条の三第一項の規定による届出は、関稅定率法施行令第五十四条の十三第一項（輸入時と同一状態で再輸出される貨物の輸入時の届出等）に規定する書面に、法第十六条の三第一項の規定の適用を受けようとする旨並びに同項の規定の適用を受けようとする課税物品に係る内国消費税の税目及び税率の適用が異なるごとに、当該課税物品の品名及び数量等を付記することにより行うものとする。

（輸入時と同一状態で再輸出される場合の還付の手続）

- 第二十六条の七 法第十六条の三第一項の規定により内国消費税額に相当する金額の還付を受けようとする者は、関稅定率法施行令第五十四条の十六（輸入時と同一状態で再輸出される場合の払戻しの手続）に規定する申請書に、その還付を受けようとする内国消費

税の税目及び税率の適用が異なるごとに、当該課税物品の品名及び数量等を付記しなければならない。

2 (省 略)

(輸入時と同一状態で再輸出される場合の還付の手續等についての規定の準用)

第二十六条の八 第二十六条の四及び前二条の規定は、法第十六条の第三二項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第二十六条の四中「第五十四条の十三第一項」とあるのは「第五十四条の十七(輸入時と同一状態で再輸出される場合の払戻しの手続等についての規定の準用)において準用する同令第五十四条の十三第一項」と、第二十六条の六中「同項」とあるのは「法第十六条の第三二項の規定を適用する場合における同条第一項」と、「納付された、又は納付されるべき内国消費税額(延滞税、過少申告加算税及び加重算税(国税通則法第六十八条第一項(加重算税)の規定によるものに限る。))の額を除く。」とあるのは「その納期限が延長された内国消費税額」と、前条第一項中「第五十四条の十六」とあるのは「第五十四条の十七(輸入時と同一状態で再輸出される場合の払戻しの手続等についての規定の準用)において準用する同令第五十四条の十六」と読み替えるものとする。

第二十六条の九 第二十六条の四、第二十六条の六及び第二十六条の七の規定は、法第十六条の第三三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第二十六条の四中「第五十四条の十三第一項」とあるのは「第五十四条の十八(輸入時と同一状態で再輸出される場合の払戻しの手続等についての規定の準用)において準用する同令第五十四条の十三第一項」と、第二十六条の六中「同項」とあるのは「法第十六条の第三三項」と、「納付された、又は納付されるべき内国消費税額(延滞税、過少申告加算税及び加重算税(国税通則法第六十八条第一項(加重算税)の規定によるものに限る。))の額を除く。」とあるのは「課されるべき内国消費税額」と、第二十六条の七第一項中「第五十四条の十六」とあるのは「第五十四条の十八(輸入時と同一状態で再輸出される場合の払戻しの手続等についての規定の準用)において準用する同令第五十四条の十六」と読み替えるものとする。

◎ 租税特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)(抄)

(引取りに係る石油製品等の免税の手續等)

第四十八条の九 法第九十条の四第一項の承認を受けて石油製品等(同項に規定する石油製品等をいう。以下この項及び第七項において同じ。)を保税地域から引き取ろうとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該税関長に提出しなければならない。

- 一 申請者の住所又は居所及び氏名又は名称
- 二 当該保税地域の所在地
- 三 当該石油製品等の品名及び数量

- 四 当該石油製品等の用途（当該石油製品等が法第九十条の四第一項第一号に掲げる原油である場合には、その採取の方法及び温度十五度における比重並びに用途）
 - 五 引取りの年月日
 - 六 引取先に移入する者の住所又は居所及び氏名又は名称
 - 七 引取先の所在地及び名称
- 257 (省 略)

◎ 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（平成十七年条約第八号）（抄）

第三十九条 原産地証明

この節及び次節の規定の適用上、次の文書を原産地証明とする。

- (a) 次条に規定する原産地証明書
- (b) 第三十九条のBに規定する原産地申告

第三十九条のA 原産地証明書

1 両締約国は、この節及び次節の規定の実施のために、この協定の効力発生の日に第十条に規定する統一規則において原産地証明書の様式を定める。

2 1に規定する原産地証明書は、一方の締約国から他方の締約国に輸出される産品が原産品であることを証明することを目的とする。

3 1に規定する原産地証明書は、4の規定に従って、輸出者によって行われる書面による申請又は権限を与えられた代理人によって輸出者の責任において行われる書面による申請に基づき、輸出締約国の権限のある政府当局が発給する。原産地証明書は、発給に際し、輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定する団体により押印され、かつ、署名されなければならない。

この条の規定の適用上、輸出締約国の権限のある政府当局は、自国の関係法令により与えられた権限に基づき、原産地証明書の発給について責任を負う政府以外の団体を指定することができる。

輸出締約国の権限のある政府当局が政府以外の団体を原産地証明書を発給するものとして指定する場合には、当該輸出締約国は、輸入締約国に対し書面により当該政府以外の団体（以下この節及び次節において「指定団体」という。）を通報する。

輸出締約国は、指定団体による原産地証明書の発給がこの節の規定に適合せず、かつ、指定団体の指定の取消しが正当化される場合には、その指定を取り消す。この場合において、輸出締約国は、指定の取消しに関し、輸入締約国により表明された見解を考慮する。

4 輸出者は、原産地証明書の発給を受けようとするときは、輸出締約国の権限のある政府当局又は指定団体に対し、輸出する産品が原産品であることを証明しなければならない。

輸出者が産品の生産者でない場合には、当該輸出者は、当該産品の生産者が任意に提出する申告書であつて当該生産者が権限のある政府当局又は指定団体に対して当該産品が原産品であることを証明するものに基づいて、原産地証明書の発給を申請することができる。この4のいかなる規定も、産品の生産者に対し当該産品が原産品であることを証明することを義務付けるものと解してはならない。生産者がそのような申告書を提出しない場合には、輸出者が、輸出する産品が原産品であることを権限のある政府当局又は指定団体に対して証明しなければならない。

5 権限のある政府当局又は指定団体は、輸出者により4の規定に従つて申請が行われる場合には、産品が輸出された後であつても原産地証明書を発給する。遡及して発給された原産地証明書は、第十条に規定する統一規則に定める文言により裏書されなければならない。

6 輸出者は、原産地証明書が盗まれ、亡失し、又は著しく損傷した場合には、当該原産地証明書を発給した権限のある政府当局又は指定団体に対し、当該権限のある政府当局又は指定団体が保有する当該輸出に関する書類に基づいて原産地証明書を再発給することを要請することができる。このような方法によつて再発給された原産地証明書は、第十条に規定する統一規則に定める文言により裏書されなければならない。

7 輸入締約国に輸入される産品の原産地証明書は、英語で記入する。原産地証明書に英語で記入しない場合には、輸入締約国の公用語による翻訳文を当該原産地証明書に添付する。原産地証明書に英語で記入する場合には、スペイン語又は日本語への翻訳を要しない。

8 各締約国は、この節に規定する要件を満たす有効な原産地証明書であつて産品の一回限りの輸入に適用されるものを、当該原産地証明書が発給された日の後一年間又は両締約国が合意するその他の期間、自国の税関当局において受理することを定める。

9 輸出締約国の権限のある政府当局は、次のことを行う。

(a) 原産地証明書の発給事務に関する制度を定めること。

(b) 第四十四条の規定に基づき輸入締約国の要請に応じ、関税上の特惠待遇を要求された産品が原産品であるか否かに関する情報を提供すること。

(c) 権限のある政府当局又は指定団体が原産地証明書の発給のために使用する印章の図案を、輸入締約国に提供すること。

第三十九条のB 原産地申告

1 第三十九条(b)に規定する原産地申告については、2に規定する認定輸出者のみがこの条の規定に従つて作成することができるものとする。

- 2 輸出締約国の権限のある政府当局は、輸出締約国に所在する輸出者を認定輸出者として認定し、当該輸出者が1に規定する原産地申告を作成することを認めることができる。ただし、次のことを条件とする。
 - (a) 当該輸出者が原産品の船積みを頻繁に行っていること。
 - (b) 当該輸出者が輸出締約国の法令に定める条件を満たすこと（輸出締約国の権限のある政府当局に対し、産品が原産品であることを確認するために必要な全ての保証を提供することを含む。）。
- 3 輸出締約国の権限のある政府当局は、認定輸出者に対し、原産地申告に記載する認定番号を与える。
- 4 認定輸出者が産品の生産者でない場合には、当該認定輸出者は、当該産品が原産品であるとの情報又は誓約であって当該産品の生産者が任意に提供するものに基づいて、当該産品の原産地申告を作成することができる。当該誓約を提供する生産者は、輸出締約国の権限のある政府当局の要請があつた場合には、当該権限のある政府当局に対し当該産品が原産品であることに必要な全ての情報を提供する。
- 5 両締約国は、第十条に規定する統一規則において原産地申告の申告文を定める。認定輸出者は、関係する産品について特定できるように十分詳細に記述した商業上の文書（例えば、仕入書、納品書）にタイプ印書し、押印し、又は印刷することにより、原産地申告を作成するものとする。当該認定輸出者が、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、当該認定輸出者を特定する原産地申告についての全ての責任であつて、手書きで署名したとしたならば当該認定輸出者が負うことになつたであろうものを負うことを書面により約束した場合には、当該原産地申告への当該認定輸出者による手書きの署名を必要としない。
当該原産地申告は、当該商業上の文書が発行された日に作成されたとみなす。
- 6 認定輸出者は、産品の輸出の際又はその後、当該産品の原産地申告を作成することができる。
- 7 輸出締約国の権限のある政府当局は、認定輸出者としての認定の下で適正な運用が行われているか否かについて確認することができる。当該権限のある政府当局は、認定輸出者としての認定をいつでも取り消すことができる。当該権限のある政府当局は、認定輸出者がこの条に規定する条件を満たさない場合又はその他当該認定の下で不適切な運用を行う場合には、当該輸出締約国の法令に従つて、当該認定を取り消さなければならない。
- 8 各締約国は、この節に規定する要件を満たす有効な原産地申告であつて産品の一回限りの輸入に適用されるものを、当該原産地申告が作成された日の後一年間又は両締約国が合意するその他の期間、自国の税関当局において受理することを定める。
- 9 輸出締約国の権限のある政府当局は、認定輸出者の認定番号の構成並びに認定輸出者の氏名又は名称、住所及び認定番号並びに認定が効力を生ずる日付に関する情報を輸入締約国に提供する。一方の締約国は、当該情報の変更（当該変更が効力を生ずる日付を含む。）を他方の締約国に通報する。

◎ 日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定（平成二十一年条約第五号） 附属書二（抄）

第十五条 原産地証明

この附属書の規定の適用上、次の文書を原産地証明とする。

- (a) 次条に規定する原産地証明書
- (b) この附属書の第十九条に規定する原産地申告

第十六条 原産地証明書

- 1 輸出締約国の権限のある政府当局は、輸出者又は権限を与えられたその代理によつて行われる書面による申請に基づき、原産地証明書を発給する。輸出者は、権限を与えられたその代理による申請について責任を負うものとする。
- 2 輸出締約国の権限のある政府当局は、この条の規定の実施のために、自国の関係法令により与えられた権限に基づき、原産地証明書を発給する他の団体（以下「指定団体」という。）を指定することができる。
- 3 各締約国は、この附属書の付録二に定める様式に適合する原産地証明書の書式を定める。原産地証明書については、輸出締約国の法令に従つて、輸出者又は権限を与えられたその代理人が英語で記入する。
- 4 輸出締約国は、産品について原産地証明書の発給を申請する輸出者が、当該輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体の要請があつた場合にはいつでも、当該産品がいずれかの締約国の原産品であることを証明するすべての適切な文書を提出できるようにしておくことを確保する。
- 5 産品の輸出者が輸出締約国の関税地域に所在する当該産品の生産者でない場合には、当該輸出者は、当該輸出締約国の法令に従つて、次のいずれかのものに基づいて原産地証明書の発給を申請することができる。
 - (a) 当該輸出者が当該輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体に提出する申告書であつて、当該産品の生産者が提供する情報に基づくもの
 - (b) 当該輸出者の要請により、当該産品の生産者が当該輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体に直接かつ任意に提出する申告書
 - (c) 当該輸出締約国の関係法令に規定するところにより、他の者が当該輸出者に行う宣誓
- 6 輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体は、産品がいずれかの締約国の原産品であると認めることができる場合には、原産地証明書を発給する。
- 7 輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体は、産品がいずれかの締約国の原産品であることを確認するために必要な措置をとる。当該権限のある政府当局又はその指定団体は、また、3に規定する書式が正しく記入されることを確保する。特に、当該権

限のある政府当局又はその指定団体は、当該製品の品名のための欄について、不正な追加の可能性を完全に排除するような方法で記入されているか否かについて確認する。

8 輸出締約国は、製品について原産地証明書の発給を受けた輸出者又は5(b)に規定する生産者が、当該製品が当該原産地証明書に示された締約国の原産品でないことを知った場合には、当該輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体に対し書面により遅滞なく通知することを確保する。

9 輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体は、8の規定に従って通知を受領した場合又は原産地証明書の発給の後に製品が当該原産地証明書に示された締約国の原産品でないことを知った場合には、当該原産地証明書が使用されることなく当該権限のある政府当局又はその指定団体に返却された場合を除くほか、当該原産地証明書を取り消し、並びに当該原産地証明書の発給を受けた輸出者及び輸入締約国の税関当局に対し速やかにその取消しを通報する。

第十九条 原産地申告

- 1 この附属書の第十五条(b)に規定する原産地申告については、2に規定する認定輸出者のみがこの条の規定に従って作成することができるものとする。
- 2 いずれの締約国の権限のある政府当局も、当該締約国の関税地域に所在する輸出者に対し、認定輸出者として原産地申告を作成することを認めることができる。ただし、次のことを条件とする。
 - (a) 当該輸出者がいずれかの締約国の原産品の船積みを頻繁に行っていること。
 - (b) 当該輸出者が輸出締約国の法令に定める条件を満たすこと。
 - (c) 当該輸出者が、輸出締約国の権限のある政府当局に対して、手書きで署名したとしたならば負うことになったであろうすべての責任であって、当該輸出者を特定する原産地申告についてのものを負うことを書面により約束すること。
- 3 輸出締約国の権限のある政府当局は、認定輸出者に対し、原産地申告に記載する認定番号を与える。原産地申告については、認定輸出者による署名を必要としない。
- 4 原産地申告については、関係する製品がいずれかの締約国の原産品であると認めることができる場合にのみ作成することができる。
- 5 認定輸出者が、輸出締約国の関税地域に所在する製品の生産者でない場合には、当該認定輸出者は、当該輸出締約国の法令に従って、次のいずれかのものに基づいて当該製品の原産地申告を作成することができる。
 - (a) 当該製品の生産者が当該認定輸出者に提供する情報
 - (b) 当該製品がいずれかの締約国の原産品である旨の宣誓であって、当該製品の生産者が当該認定輸出者に行うもの
 - (c) 当該輸出締約国の関係法令に規定するところにより、他の者が当該認定輸出者に行う宣誓
- 6 認定輸出者は、輸出締約国の権限のある政府当局の要請があつた場合にはいつでも、原産地申告を作成した製品が当該原産地申告

に示された締約国の原産品であることを証明するすべての適切な文書を提出できるようにしておかなければならない。

7 原産地申告の申告文については、この附属書の付録三に定める。認定輸出者は、輸出締約国の法令に従って、関係する産品について特定できるように十分に詳細に記述する仕入書、納品書その他の商業上の文書におけるタイプ印書、押印又は印刷により原産地申告を作成するものとする。原産地申告については、そのような商業上の文書が発行された日に作成されたものとみなす。

8 認定輸出者は、産品の輸出の際又はその後、当該産品の原産地申告を作成することができる。

9 輸出締約国の権限のある政府当局は、認定輸出者としての認定の下で適正な運用が行われているか否かについて確認することができる。当該権限のある政府当局は、認定輸出者としての認定をいつでも取り消すことができる。当該権限のある政府当局は、認定輸出者が2に規定する条件を満たさない場合又はその他当該認定の下で不適切な運用を行う場合には、当該輸出締約国の法令に従って、当該認定を取り消さなければならない。

10 各締約国は、自国の権限のある政府当局が認定した認定輸出者であって、産品について原産地申告を作成したものが、当該産品が当該原産地申告に示された締約国の原産品でないことを知った場合には、当該権限のある政府当局に対し書面により遅滞なく通知することを確保する。

11 輸出締約国の権限のある政府当局は、10の規定に従って通知を受領した場合には、輸入締約国の税関当局に対し速やかにその事実を通報する。

◎ 経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定(平成二十四年条約第二号) (抄)

第五十三条 原産地証明

この章の規定の適用上、次の文書を原産地証明とする。

(a) 次条に規定する原産地証明書

(b) 第五十七条に規定する原産地申告

第五十四条 原産地証明書

1 輸出締約国の権限のある当局は、輸出者によって行われる申請又は当該輸出者の責任の下で当該輸出者によって権限を与えられた代理人によって行われる申請に基づき、原産地証明書を発給する。

2 輸出締約国の権限のある当局は、この条の規定の実施のために、自国の関係法令により与えられた権限に基づき、原産地証明書の発給機関を指定することができる。

3 各締約国は、附属書四に定める様式に適合する原産地証明書の書式を定める。原産地証明書については、附属書四の原産地証明書

の注釈に定める記入方法に従って、輸出者が英語により記入し、又は当該輸出者によって権限を与えられた代理人が輸出者の責任の下で英語により記入する。

4 原産地証明書は、次条に規定する場合を除くほか、船積みの時までには発給する。

5 産品について原産地証明書の発給を申請する輸出者は、原産地証明書の発給を行う輸出締約国の権限のある当局又は発給機関の要請があつた場合にはいつでも、産品が輸出締約国の原産品であることを証明する全ての適切な文書を提出できるようにしておかなければならない。

6 産品の輸出者が輸出締約国に所在する当該産品の生産者でない場合には、当該輸出者は、次のいずれかのものに基づいて原産地証明書の発給を申請することができる。

(a) 当該輸出者が輸出締約国の権限のある当局又は発給機関に提出する申告であつて、当該産品の生産者が提供する情報又は誓約に基づくもの

(b) 当該輸出者の要請に応じ、当該産品の生産者が輸出締約国の権限のある当局又は発給機関に直接かつ任意に提出する申告

7 輸出締約国の権限のある当局又は発給機関は、産品が輸出締約国の原産品であると認めることができる場合には、原産地証明書を発給する。

8 輸出締約国の権限のある当局又は発給機関は、産品が輸出締約国の原産品であることを確認するために必要な措置をとる。この場合において、当該権限のある当局又は発給機関は、当該産品が原産品であることについて、証拠を要求し、及び輸出者又は生産者が所有する当該産品が原産品であることに関する文書又は情報であつてこの条に規定するものの検査その他の適当と認められる確認を実施する権利を有するものとする。当該権限のある当局又は発給機関は、また、原産地証明書が3に規定する書式に従って正しく記入されることを確保する。

9 各締約国の権限のある当局又は発給機関は、原産地証明書に相互に関係する番号を付して発給するものとする。

10 産品について原産地証明書の発給を受けた輸出者又は6(b)に規定する生産者は、当該原産地証明書に不正確な情報を含むと信ずるに足りる理由がある場合には、当該原産地証明書の正確性又は有効性に影響を及ぼす可能性があるいかなる変更についても、輸出締約国の権限のある当局に対し書面により遅滞なく通報する。当該権限のある当局は、その通報を受領した場合には、当該原産地証明書が関税上の特恵待遇の要求のために使用されることなく当該権限のある当局又は発給機関に輸出者から返却されたときを除くほか、輸入締約国の関係当局に対し速やかに通報する。

第五十七条 原産地申告

1 第五十三条(b)に規定する原産地申告については、次条に規定する認定輸出者のみがこの条の規定に従って作成することができるものとする。

- 2 原産地申告については、関係する産品が輸出締約国の原産品であると認めることができる場合にのみ作成することができる。
- 3 認定輸出者が輸出締約国に所在する産品の生産者でない場合には、当該認定輸出者は、次のいずれかのものに基づいて当該産品の原産地申告を作成することができる。
- (a) 当該産品の生産者が当該認定輸出者に提供する情報
- (b) 当該産品が輸出締約国の原産品である旨の誓約であつて、当該産品の生産者が当該認定輸出者に提供するもの
- 4 認定輸出者は、輸出締約国の権限のある当局の要請があつた場合にはいつでも、原産地申告を作成した産品が輸出締約国の原産品であることを証明する全ての適切な文書を提出できるようにしておかなければならない。
- 5 原産地申告の申告文については、附属書四に定める。認定輸出者は、関係する産品について特定できるように十分詳細に記述した仕入書、納品書その他の商業上の文書にタイプ印書し、押印し、又は印刷することにより、英語により原産地申告を作成するものとする。原産地申告については、当該商業上の文書が発行された日に作成されたとみなす。
- 6 認定輸出者は、産品の船積み時まで又はその後、当該産品の原産地申告を作成することができる。
- 7 産品について原産地申告を作成した認定輸出者は、当該産品が輸出締約国の原産品でないことを知つた場合には、輸出締約国の権限のある当局に対し書面により遅滞なく通報する。当該権限のある当局は、その通報を受領した場合には、輸入締約国の関係当局に対し速やかに通報する。

第五十八条 認定輸出者

- 1 輸出締約国の権限のある当局は、輸出締約国に所在する輸出者に対し、認定輸出者として原産地申告を作成することを認めることができる。ただし、次のことを条件とする。
 - (a) 当該輸出者が輸出締約国の原産品の船積みを頻繁に行っていること。
 - (b) 当該輸出者が原産地申告の作成に係る業務を適正に行うに足りる知識及び能力を有し、かつ、輸出締約国の法令に定める条件を満たすこと。
 - (c) 当該輸出者が、当該権限のある当局に対し、当該輸出者を特定する原産地申告についての全ての責任であつて、手書きで署名したとしたならば当該輸出者が負うことになつたであろうものを負うことを書面により約束すること。
- 2 輸出締約国の権限のある当局は、認定輸出者に対し、原産地申告に記載する認定番号を与える。原産地申告については、認定輸出者による署名を必要としない。
- 3 輸出締約国の権限のある当局は、認定輸出者が権限を適正に行使することを確保する。
- 4 輸出締約国の権限のある当局は、認定輸出者としての認定をいつでも取り消すことができる。当該権限のある当局は、認定輸出者が1に規定する条件を満たさない場合又は認定輸出者が権限を適正に行使しない場合には、輸出締約国の法令に従つて、当該認定を

取り消さなければならぬ。